

「市民活動サロン」利用の手引き

○「市民活動サロン」とは？

市民活動団体が自由に交流や情報交換する場を提供することにより、地域課題を自らの問題として主体的に活動する団体の活動を支援するとともに、他の市民団体や企業、行政との連携を促進し、豊かな市民社会づくりの推進を図ることを目的としています。

1 場所、開館時間

(1) 所在地

新居浜市繁本町 8-65

新居浜市市民文化センター別館 1 階

(旧 新居浜市まちづくり協働オフィス)

(2) 開館時間

月曜日～金曜日 10:00～17:00

(3) 休館日

土曜日、日曜日、祝日、お盆、地方祭、年末年始



2 運営主体

新居浜市地域コミュニティ課が運営します。サロン内にスタッフはおらず、無人での運営となります。

○利用団体の登録について

地域コミュニティ課に団体登録申込みをし、審査後に登録決定した団体（以下、登録団体）が利用できます。新居浜市まちづくり協働オフィスに登録していた団体も、あらためて登録が必要になりますのでご注意ください。

登録対象は新居浜市内で公益的なまちづくり活動を行う 3 名以上の団体としますが、以下に該当する団体は対象外とします。

(1) 営利目的

(2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とするもの

(3) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党の推薦、支持、反対などを目的とするもの

(4) 暴力団又は暴力団やその構成員等の統制下にあるもの

【登録手順】

- ①「**市民活動サロン利用団体登録申込書**」に、団体の規約・定款など、団体の活動がわかる資料(チラシ、パンフレットなど)を添付して、地域コミュニティ課に提出してください。
- ②地域コミュニティ課で審査を行い、登録の可否を決定し、通知します。
- ③登録日より、市民活動サロンの各種サービスを利用できます。

まずは団体登録を！



○「市民活動サロン」でできること

以下1～5のサービスを利用するには、**団体登録が必要です。**

1 ミーティングスペースの利用（無料、要予約）

- ・団体活動や打ち合わせ、作業スペースとして無料でご利用いただけます。
- ・予約時間帯は、①10：00～12：00、②13：00～15：00、③15：00～17：00 の3区分とします。
- ・ミーティングスペースはAとBがあり、同時に最大2団体まで利用可能です。
- ・ミーティングスペースの利用には事前予約が必要です。WEB または電話・メール・FAXでお申込みください。(WEB 予約の方法は、別途「ミーティングスペース及び貸出機器のWEB 予約方法」をご覧ください。)
- ・利用希望月の3か月前から予約可能です。
- ・紙で予約される場合は、利用日の1週間前までに「**ミーティングスペース予約申込書**」を地域コミュニティ課に提出してください。
- ・予約は、原則として先着順とします。
- ・予約をキャンセルされる場合も、必ず地域コミュニティ課までご連絡ください。
- ・利用後は「**ミーティングスペース使用報告書**」に利用状況等を記載し提出してください。

2 機器等の利用（有料、予約不要）

(1) 全機器共通

- ・利用料金は、(6) 料金表のとおりです。
- ・利用料金は後払いです。月末締めで、翌月上旬に地域コミュニティ課より送られる納入通知書で納入してください。
- ・利用枚数は、コピー機はコピー機のカウンターにて管理しますが、それ以外の機器については、「**有料機器使用報告書**」に記入して提出してください。
- ・消耗品類(コピー用紙、インク、マスター)の補充は各団体にて行ってください。
- ・わからないことは地域コミュニティ課にお尋ねください。

(2) コピー機

- ・コピー機能のみ利用できます。プリンター機能の利用については事前にご相談ください。

- ・利用時は、あらかじめ団体ごとに登録したパスコード（数字 5 桁）を入力してご利用ください。
- ・基本的な操作マニュアルを備えていますのでご確認ください。

（３）印刷機

- ・印刷用紙は持ち込みとします。
- ・基本的な操作マニュアルを備えていますのでご確認ください。

（４）ラミネーター

- ・ラミネート用紙持ち込みの場合は、無料です。

（５）拡大プリント

※現在、拡大プリンターが故障中のため、ポスター及び横断幕の印刷サービスはご利用いただけません。

- ・はじめて利用するときは、事前にご相談ください。
- ・基本的な操作マニュアルを備えていますのでご確認ください。

（６）料金表

コピー表			
白黒・２色		フルカラー	
５ 円／枚		１ ０ 円／枚	
印刷機			
B ４ 以下印刷物		A ３ 印刷	
製版	印刷	製版	印刷
５ ０ 円／枚	５ ０ 円／ １ ０ ０ 枚	１ ０ ０ 円／枚	１ ０ ０ 円／ １ ０ ０ 枚
ラミネートフィルム			
A ４ サイズ		A ３ サイズ	
２ ０ 円／枚		３ ０ 円／枚	
拡大プリント			
ポスター（A １ サイズ）		横断幕（幅 ６ ０ c m まで）	
８ ０ ０ 円／枚		１ , ０ ０ ０ 円／m	

３ 機器の貸し出し（無料、要予約）

プロジェクター（２台）、スクリーン（２台）、アンプ＆ワイヤレスマイク（１セット）の貸し出しを行います。

- ・貸出機器の利用には事前予約が必要ですので、WEB または電話・メール・FAX でお申込みください。（WEB 予約の方法は、別途「ミーティングスペース及び貸出機器の WEB 予約方法」をご覧ください。）
- ・紙で予約される場合は、利用日の１週間前までに「**機材貸出予約申込書**」を地域コミュニティ課に提出してください。

- ・借りる機器の受け渡しは、市民活動サロンで行いますので、機器の借り受け日、返却日には現地にお越しください。

4 Wi-Fi

サロン内のWi-Fiは無料で利用可能です。パスワードはサロン内に表示しています。個人や団体のパソコン、タブレット、スマートフォン等を持ち込んでのネット接続が可能です。

5 情報の発信、提供

- ・登録団体が開催するイベントや行事、各種募集、お知らせ等の情報発信を地域コミュニティ課がお手伝いします。情報掲載を依頼するときは、「**情報発信依頼書**」を地域コミュニティ課に提出（メール、FAX可）してください。なお情報発信で利用する媒体は、新居浜市ホームページとFacebookです。
- ・市民文化センター別館通路の掲示板へのポスター等の掲示やパンフレット台への配架、及び撤去は、登録団体が行ってください。

○「市民活動サロン」利用上のご注意

- ・各種申込書、報告書等は、サロン内にも備えつけるほか、新居浜市ホームページ「市民活動サロン」からダウンロードしてご利用いただけます。
- ・ごみ箱は設置しませんので、使用中に出たごみは各団体が持ち帰ってください。
- ・掃除用具庫にあるスティック式掃除機は使用可能です。利用後は掃除、整理整頓をお願いします。登録団体の皆さんで気持ちよく利用できるようにご協力をお願いします。

【お問い合わせ】

〒792-8585 新居浜市一宮町 1-5-1
新居浜市市民環境部地域コミュニティ課
電話：65-1218
FAX：65-1255
Mail：chiiki@city.niihama.lg.jp

